

## 第16回議会基本条例調査特別委員会 要点記録

開閉会日時	令和3年1月19日(火曜日)			開会	10:51		会議場所	別海町議会 委員会室2・3		
				閉会	12:02					
議員の出欠	1 番	宮越 正人	出席	10 番	小林 敏之	出席	13 番	中村 忠士	出席	
	2 番	横田 保江	出席	11 番	瀧川 榮子	出席	14 番	佐藤 初雄	出席	
	3 番	田村 秀男	出席	12 番	松原 政勝	出席	15 番	戸田 憲悦	出席	
出席説明員	総務部長			総務部次長兼総務課長		総合政策課長		総合政策課主幹		
	浦山 吉人	出席	佐々木 栄典	欠席	三戸 俊人	出席	皆川 学	出席		
	総合政策課主査									
	大森 圭介	出席								
委員外の出席				議会モニター	0名		合計	0名		
事務局職員	事務局長	小島 実		主幹	松本 博史					
傍聴者数	一般		0名		議会モニター	0名		議会サポーター	0名	
	報道関係者		0名				合計	0名		

### 会議に付した事件及び会議結果など

発言者	会議経過 ※所管毎に議事を行う事情等により議事番号が前後することがある。
委員長 14番 佐藤	10:51 開会・挨拶
	開催概要説明 会期1日、出席委員9名
委員長 14番 佐藤	議事1 行政の意見聴取について
	1 成文化に係る意見聴取について
事務局主幹 松本	資料により内容説明
委員長 14番 佐藤	討議
総務部長 浦山	・ 先週末に事務レベルで協議した。本日のような機会が、この後も数回あるだろうという前提で、疑問に思った点を確認させていただこうと考えている。
総合政策課長 三戸	・ 自治基本条例をそのまま引用している部分、例えば、第2条の「用語の定義」。自治基本条例の見直しを含めて、整合性をとっていきたい。
総合政策課主幹 皆川	・ 第2条の「用語の定義」の中で、第5条、第8条の委員会の引用部分を整理すると、少し読みやすくなるのではないかと。
総合政策課主査 大森	・ 第2条第3号の「執行機関」の定義について、町長自体が執行機関であるので、自治基本条例の改正の際に、この定義を修正したいと考えている。
総務部長 浦山	・ 第4条第4号の「立法機関」としての言い回しについて、憲法では、国会が唯一の立法機関という表現もあるため、少し気になる。また、委員会内部で共通理解となっている規定を逐条解説に記載することで済むのではないかと感じる部分もある。例えば、第36条第1項の「まちを歩き」、同条第2項の「役職に付与された職務の遂行」については、町民が見たときに分かりにくいかなと考える。逐条解説に盛り込んで、条文をすっきりしたほうがよいと思う箇所が何点かある。
委員 3番 田村	・ 第2条の「用語の定義」は、自治基本条例を引用している。指摘のあった委員会の表現は、広報・広聴常任委員会には所管事務調査がないために、このような表現となっているが、指摘を参考にしてすっきりさせたほうがよいと思っている。また、情緒的な表現は、逐条解説に移すことですっきりすると思っている。
総務部長 浦山	・ 町からの意見提出は、2月いっぱい期限という理解でよいか。
委員長 14番 佐藤	・ 委員会は、3月で解散する予定としている。
副委員長 13番 中村	・ 2月中に町の意見を受ける場をさらに持ちたいということで、正副委員長としては考えている。
委員 1番 宮越	・ 「なるほど」と思う意見もあるので、今後も行政の意見を受ける場が必要

## 第16回議会基本条例調査特別委員会 要点記録

		<p>だと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員でも理解するまで時間がかかると思う。事務局長経験者なら理解が早いかもしれないが、執行機関について、大森主査から発言があったが、もう少し詳しく説明を。</li> <li>・ 執行機関の定義において、「町長部局」とあるが、町長部局の補助機関であり、町長自体が執行機関である。自治基本条例においてどういう表現に改正するかは、まだ詰めていないが、互いにより表現を提示しながら整理させていただきたい。</li> <li>・ 成文作業をしてきた議会側として、事務局から説明を。</li> <li>・ 自治基本条例の規定が誤っていると理解しつつも、最高規範に合わせるという考えから、そのまま引用している。整理が必要と考えている。</li> <li>・ 議会基本条例が上程されるタイミングで、自治基本条例の改正も検討していきたい。本日、提案している意見は、必ずそのように直してほしいということではなく、あくまでも提案と受け止めてほしい。</li> <li>・ 自治基本条例の改正予定の具体的時期は。</li> <li>・ 議会基本条例の制定を6月と聞いている。町としての議決に関わるものが、同じタイミングで合意形成できるかは別として、同じ表現をしようとしているのに、明らかに文言が違う箇所は整理していきたい。</li> <li>・ 用語の定義は、自治基本条例においても根幹の部分であるので、自治基本条例を最高規範として議会基本条例をつくる以上、自治基本条例の改正は、早急に対応してほしい。情緒的な表現については、くどくなる感じもあるので、今後の委員会で議論していきたい。</li> <li>・ 逐条解説をつくる段階で、この表現は、逐条解説で表せばよいのではないかと思うところも出てくるのではないかと思う。</li> <li>・ 期限もあることなので、互いに早急に整理し、見直す箇所は、1年ごとに見直すことができるようになっているので、時代背景に合わせて改正していけばよいと思う。</li> <li>・ 15回も、16回も特別委員会を開いているので、基本的にそれほど悪い内容になっていないと思う。1年ごとに確認して、しかるべきときに見直しをする進行管理をしていく規定を設けているので、10年も放っておくような条例にはなっていない。</li> </ul>
委員	12番 松原	
総合政策課主査	大森	
委員長	14番 佐藤	
事務局主幹	松本	
総務部長	浦山	
委員	1番 宮越	
総務部長	浦山	
委員	3番 田村	
総務部長	浦山	
委員	1番 宮越	
委員	3番 田村	
委員長	14番 佐藤	
委員長	14番 佐藤	
事務局主幹	松本	
委員	3番 田村	
委員	1番 宮越	
委員長	14番 佐藤	
副委員長	13番 中村	
委員長	14番 佐藤	
事務局主幹	松本	

### 2 意見聴取に基づく成文化作業

#### 委員間討議

- ・ 先ほどの皆さんの協議の意見を踏まえて、正副委員長案を次回お示しするための資料の準備をしたい。立法権については、現在の政治学、法学的解釈は、地方公共団体については、憲法第94条において行政権と立法権を付与されているという理解になっているので、立法権という表現はおかしくはないと理解している。議決要件について、本日意見が出されていないが、今後の機会に行政から意見が提出されると思っている。
- ・ 「立法機関」という文言をとる手法もある。
- ・ そんなに大きく変える規定はないと思う。
- ・ 次の委員会に向けて、修正案を用意するという方向でいかがか。
- ・ 今日、随分とヒントになる意見があった。どうしても直さないといけない部分があるということも分かった。自治基本条例との関係で日程的なすり合せが必要となった。また、今日印象的だったのは逐条解説。正副委員長と事務局で条文をスリムにできないかすり合せしたい。本日の様々な意見を活かしていきたい。

### 議事2 住民意見の聴取結果について

- 1 議会だより2月号におけるアンケート結果の公表について  
資料により内容説明

## 第16回議会基本条例調査特別委員会 要点記録

		委員間討議
委員	3番 田村	・ 前回の委員会において、副委員長から、総体の数字が必要だという意見があったので、凡例に総体の数と割合を記載する必要があると考えている。また、世代ごとの人数は必要であろうか、という意見も広報・広聴常任委員会の中でも出ている。
委員長	14番 佐藤	・ 基本的に原案どおりでよいか。 (「異議なし」の声あり)
		・ 原案どおり決定する。
事務局主幹	松本	2 その他アンケートの取扱いについて 資料により内容説明 委員間討議なし
委員長	14番 佐藤	・ 原案どおりでよいか。 (「異議なし」の声あり)
		・ 原案どおり決定する。
委員長	14番 佐藤	議事3 その他
		1 次回の委員会について
委員長	14番 佐藤	・ 次回以降の委員会の開催日について調整したい。
委員長	14番 佐藤	委員間討議
		討議結果 第17回議会基本条例調査特別委員会 2月3日(水) 10時～ 第18回議会基本条例調査特別委員会 2月10日(水) 10時～ 第19回議会基本条例調査特別委員会 2月17日(水) 10時～
委員長	14番 佐藤	2 その他
委員	3番 田村	・ 条例草案の骨子のようなものを町民に示す必要がある。
委員長	14番 佐藤	・ 2月中に内容を協議し、アンケートの自由意見とあわせて町民に条例草案の骨子などを報告したい。
委員長	14番 佐藤	閉会挨拶
委員長	14番 佐藤	12:02 閉会